国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：ネーミングライツ事業実施に伴う命名権料の発生，職員宿舎貸付料債権の給与天引分に係る債権業務効率化並びに授業料債権及び小金井クラブ使用に係る債権について実態に即して整理することに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正

〔省略〕

（通知義務者）

第４条　債権の発生，変更又は消滅（以下「債権の発生等」という。）の通知を行う者（以下「通知義務者」という。）は，別表のとおりとする。

〔省略〕

（債権の発生等の通知及び債権管理簿への記載の省略）

第７条　次に掲げる債権については，債権の発生等の通知及び債権管理簿への記載を省略するものとする。

(1)～(5)　〔省略〕

(6)　職員宿舎貸付料債権の内，給与天引分に係る債権

(7)　〔省略〕

〔省略〕

別表（第４条関係）

債権の種類及び債権発生等通知義務者等

債権の種類	区　分		通知義務者	通知担当課
授業料債権	大学	在学生	学長	学務課，大学院課
		入学生	学長	入試課
		免除，分納，延納	学長	学生課
		研究生，科目等履修生	学長	学務課，大学院課，国際課

現　　行

〔省略〕

（通知義務者）

第４条　債権の発生，変更又は消滅（以下「債権の発生等」という。）の通知を行う者（以下「通知義務者」という。）は，別表のとおりとする。

〔省略〕

（債権の発生等の通知及び債権管理簿への記載の省略）

第７条　次に掲げる債権については，債権の発生等の通知及び債権管理簿への記載を省略するものとする。

(1)～(5)　〔省略〕

(6)　小金井クラブ使用に係る債権

(7)　〔省略〕

〔省略〕

別表（第４条関係）

債権の種類及び債権発生等通知義務者等

債権の種類	区　分		通知義務者	通知担当課
授業料債権	大学	在学生	学長	学務課
		入学生	学長	入試課
		免除，分納，延納	学長	学生課
		研究生，科目等履修生	学長	学務課，国際課

〔省略〕

財産貸付料債権		学長	総務課，学術情報課，財務課
	国際交流会館	学務部長	学務部長
職員宿舎貸付料債権（給与天引分を除く）		財務・研究推進部長	財務課

〔省略〕

〔省略〕

附　則

この要項は，令和７年４月１日から施行する。

〔省略〕

財産貸付料債権		学長	財務課，学術情報課
	国際交流会館	学務部長	学務部長
職員宿舎貸付料債権		財務・研究推進部長	財務課

〔省略〕

〔省略〕